

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年6月6日（平成29年（行情）諮問第226号，同第227号及び同第231号ないし同第236号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第301号，同第302号及び同第306号ないし同第311号）

事件名：特定法人が提出した特定期間に係る法人税確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る法人税確定申告書の取下書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る復興特別法人税申告書等及び同事業年度分の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る事業年度の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る復興特別法人税申告書及び同事業年度分の確定申告書の取下書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る事業年度の確定申告書の取下書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る復興特別法人税申告書等及び法人税申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る復興特別法人税申告書等及び法人税申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書8（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年3月6日付け特定記号第95号，同第96号及び同第100号ないし同第105号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は平成24年8月1日解散して以来、一度も税務関係の申告をしたことはない。従前の顧問税理士事務所である特定税理士法人には解散直後を含め、数回にわたり解散の事実を伝えたものの、何の連絡もなかった。何らかの申告がなされているとの情報に接したことから同税理士法人に対し申告の有無と申告している場合はその関係書面の写しの提出を求めたものの、応答はなかった。本年に入り特定税務署で審査請求人の税務申告書等の閲覧をしたところ、本件請求に係る書面の提出が確認できたが、同法人は当初は提出の事実を認めず、関係書面の写しの交付を拒んだ。
- (2) 審査請求人は解散会社であるところ、清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、特定税務署への申告内容を正確に把握する必要があり、審査請求人の請求には理由がある。
- (3) 本件行政文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、不開示理由にある法5条2号イに該当するとはいえ、仮に該当するとしても、法7条の裁量的開示が適用されるべきであって、特定税務署長の本件各不開示決定は違法である。
- (4) よって、本件審査請求に及ぶ次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

これに対し処分庁は、平成29年3月6日付け特定記号第95号、同96号及び同100号ないし同105号により、本件対象文書の有無を答えることにより、特定の法人が提出義務のない申告書を提出した等の事実の有無が明らかとなり、法5条2号イに掲げる法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法8条の規定により開示請求を拒否する各決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、申告内容を正確に把握する必要があり、また、本件対象文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、法5条2号イに該当するとはいえ、仮に該当するとしても、法7条の裁量的開示が適用されるべきであって、原処分は違法であるとして、原処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 法5条2号イ該当性について

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

法人税法13条1項において、事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものに定めるものをいうとされている。

また、法人税法14条1項1号においては、内国法人が事業年度の中途において解散をした場合の事業年度を規定しており、これによると、当該事実があった場合には、その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間を当該法人の事業年度とみなすとされている。

これにより、内国法人が解散に伴い確定申告書を提出する場合については、法人税法13条1項及び14条1項1号に規定する事業年度に基づき行うこととなる。

そこで、処分庁に確認したところ、特定法人は平成24年8月1日に解散していることから、特定法人の解散に伴う事業年度は、事業年度開始の日から8月1日まで及び同月2日からその事業年度（解散日の翌日又はその後毎年その日に相当する日から始まる各1年の期間）終了の日までと認められる。

しかしながら、本件対象文書は、特定法人が提出した別紙に掲げる文書1ないし文書8であり、本件対象文書の存否を答えることにより、特定法人においては誤った事業年度に係る確定申告書を提出した等の事実の有無（以下、第3においては「本件存否情報」という。）が明らかになることになり、それにより、特定法人が適正な申告手続を行っていないおそれがある等の憶測を呼び、信用低下を招くなど、当該特定法人の権利その他の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、本件対象文書の開示請求は、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書の不服の理由において、審査請求人は、清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、申告内容を正確に把握する必要があること、また、本件対象文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、法5条2号イに該当するとはいえず、原処分は違法であるとして、本件対象文書の開示を求めているが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず

開示請求を認める制度であり，開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではない。

したがって，審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は，上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，本件開示請求については，本件対象文書の存否を答えるだけで，法5条2号イの不開示情報を開示することになるため，法8条に基づき，その存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 平成29年6月6日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第226号，同第227号及び同第231号ないし同第236号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年10月18日 審議（同上）
- ④ 同年11月9日 平成29年（行情）諮問第226号，同第227号及び同第231号ないし同第236号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は，本件対象文書の存否を答えるだけで，法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして，法8条に基づき，その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する各決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は原処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めており，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は，上記第3の2のとおり，内国法人が解散に伴い確定申告書を提出する場合については，法人税法13条1項及び14条1項1号に規定する事業年度に基づき行うこととなり，また，特定法人は平成24年8月1日に解散していることから，特定法人の解散に伴う事業年度は，事業年度開始の日から8月1日まで及び同月2日からその事業年度終了の日までと認められ，本件対象文書のいずれについても，その存否を答えることにより，特定法人においては誤った事業年度に係る確定申告書を提出した等の事実の有無が明らかになる旨説明している。

当審査会において、諮問庁から特定法人に係る履歴事項全部証明書の写しの提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記説明のとおり特定法人は平成24年8月1日に解散していることが認められる。また、解散した事業年度について法人税法等の規定を確認したところ、特定法人の解散に係る事業年度は諮問庁の上記説明のとおりであると認められる。

そうすると、本件開示請求は、特定法人が提出した、特定の事業年度に係る法人税の確定申告書及びその附属文書等、特定の事業年度に係る復興特別法人税申告書及びその附属文書等並びにそれらの取下書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、いずれも、特定法人が誤った事業年度に係る法人税の確定申告書等を提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。

- (2) そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報を公にした場合、特定法人において不適正な税務処理や内部統制の不備などの事業運営上の何らかの問題があるのではないかといった憶測を呼び、信用低下を招くなど、特定法人の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。そうすると、本件存否情報は、これを公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

なお、法人が解散していたとしても、解散により直ちに法人格が消滅するものではないから、特定法人の解散を理由として上記おそれの存在が否定されることにはならない。

- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、①清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、申告内容を正確に把握する必要がある、また、②本件対象文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、法5条2号イに該当するとはいえず、原処分は違法である旨主張する。

しかしながら、そもそも、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかんを問わず開示請求を認めるものであり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないことから、審査請求人の上記主張に理由はない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書1 特定法人が提出したH24. 2. 1～H25. 1. 31にかかる法人税確定申告書（H25. 4. 1提出）及び附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書
- 文書2 特定法人が提出したH24. 2. 1～H25. 1. 31にかかる法人税確定申告書の取下書（H25. 12. 13提出）
- 文書3 特定法人が提出したH26. 2. 1～H27. 1. 31にかかる復興特別法人税申告書（H27. 3. 31提出）及び同事業年度分の確定申告書（H27. 3. 31提出）並びに附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書
- 文書4 特定法人が提出したH26. 2. 1～H27. 1. 31にかかる事業年度の確定申告書（H27. 3. 31提出）及び附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書
- 文書5 特定法人が提出したH26. 2. 1～H27. 1. 31にかかる復興特別法人税申告書（H27. 3. 31提出）及び同事業年度分の確定申告書（H27. 3. 31提出）の取下書
- 文書6 特定法人が提出したH26. 2. 1～H27. 1. 31にかかる事業年度の確定申告書（H27. 3. 31提出）の取下書
- 文書7 特定法人が提出したH25. 2. 1～H26. 1. 31にかかる復興特別法人税申告書及び法人税申告書並びに附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書
- 文書8 特定法人が提出したH27. 2. 1～H28. 1. 31にかかる復興特別法人税申告書及び法人税申告書並びに附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書